

国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令案等 に対する意見募集の結果について

令和7年12月23日(火)

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ地球環境対策室

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令案等について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和7年10月24日(金)0時0分～令和7年11月24日(月)0時0分
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:3件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンクレジットの再委託や、低排出事業の取り消しなどが規定されていますが、カーボンクレジットが、温暖化抑止の実態を欠いた、株式の様な資本に変えられようとしている不安を抱く。 ・二酸化炭素排出量は制限しても、実質的に温暖化を促進する事業（熱機関である原発など）にクレジットが流れれば、カーボンクレジットが温暖化促進に使われてしまう事も考えられる。 ・そのような事にならないよう、クレジットを実質的な温暖化抑止が期待できる事業に限定し、再委託の禁止、京都議定書の再採択（またはそれを引き継ぐ温暖化抑止策の策定）をするよう求める。 	<p>二国間クレジット制度（JCM）は、2020年以降の国際枠組みとして採択されたパリ協定と整合的な運用となるよう、JCMクレジットの量を保守的に算定する仕組みです。JCMクレジットの用途については、頂いた御意見を、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和7年農林水産省・経済産業省・環境省令第2号）第4条に指定実施機関の事務の一部委託の承認基準を定めており、その基準に適合すると認めるときは、主務大臣が承認することとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・今回の一連の改正案は、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う制度整備とされているが、内容を通読して強い不安を覚えた。制度の目的や全体像が示されないまま、複数の省令が次々と改正・廃止されようとしており、「何かが勝手に始まってしまう」ような感覚を抱かざるを得ない。 ・特に懸念するのは、JCM（二国間クレジット制度）に関する制度設計において、民間企業が指定実施機関や受託者として関与する仕組みがあるにもかかわらず、その役割や責任、審査基準が不透明な点である。再委託に関する書類の削除や外国法人への配慮など、事務負担軽減の名のもとに情報の省略が進められていることは、制度の信頼性を損なう恐れがある。 ・また、割当量制度の廃止や口座簿の整理に関しても、過去の制度の履歴や国際的な責任の扱いが曖昧であり、国民に対する説明が著しく不足 	<p>本改正は、「概要」資料に記載された事項を改正しようとするものです。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の改正においては再委託の承認申請に必要な書類を見直すこととしていますが、同省令第4条に定める指定実施機関の事務の一部委託の承認基準は改正せず、指定実施機関からの再委託が適切に行われるよう、主務大臣が承認基準に照らして再委託を承認するかを判断することは、引き続き変わりません。</p> <p>また、割当量口座簿の運営等に関する省令（平成19年経済産業省・環境省令第1号）の廃止により、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）と同様に、割当量に関する規定は削除しますが、附則により、効力を有するため、制度運用に変更はございません。なお、以上については、令和7年12</p>

<p>している。制度の整合性を保つための改正であるならば、なおさらその意義と影響を丁寧に説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 私は制度の透明性と説明責任を重視している。国民の理解と納得なしに制度が進められることは、信頼の喪失につながる。今回の改正案群については、個別の技術的整備にとどまらず、制度全体の方向性と国民への影響を明確に示した上で、改めて意見募集を行うべきと考える。 	<p>月 16 日に通知文を事業者宛に発出するとともに、HP にも掲載しております。</p> <p>※掲載先： https://www.env.go.jp/content/000363563.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> 国際協力排出削減量の記録等に関する省令改正を通じたダブルカウント防止の提案 省令案を支持するが、国際協力排出削減量の記録方法を見直し、ダブルカウント（支援国と受入国の両方で削減実績としてカウント）を防止すべきである。 日本が海外支援で得た削減量を「日本の削減実績」として 100%カウントする現行制度は、国内の排出削減努力を形骸化させる。 2025 年現在、日本の CO2 排出量は 1990 年比で実質増加傾向にあり、ガソリン消費や化石燃料依存が続いている中で、海外削減量を帳尻合わせに使うのは国際的な信頼を失う。パリ協定の透明性原則に反し、国内の真の脱炭素化を遅らせる恐れがある。 改正を機に、国際協力削減量は「支援国・受入国で 50:50 分割」または「受入国優先」ルールを導入し、日本は国内削減に集中する仕組みにしてください。 これで、真の地球規模の CO2 削減を実現。省令案に反映を求める。 	<p>JCM は、日本とパートナー国間で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られる温室効果ガス削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組みです。</p> <p>日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定第 6 条に沿って行います。具体的には、パリ協定第 6 条 3 の規定に基づき、クレジットの日本への移転量や使用目的、対象期間等を、両国政府が承認します。なお、削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ、協議によって決定されます。また、JCM に関する情報や JCM クレジットの NDC への活用に関する定量情報については、初期報告・年次情報・定期情報を通じて国連気候変動枠組条約事務局に報告し、レビューを受け、公開されます。加えて、日本に移転した JCM クレジット量は相当調整し、パートナー国の削減吸収には計上しません。</p>

以上